総社市清音ふるさとふれあい広場等体育施設指定管理者募集要項

１　対象施設の概要

（１）名称

総社市清音ふるさとふれあい広場，総社市清音河川敷グラウンドとする。詳細については，別紙総社市清音ふるさとふれあい広場等体育施概要書（以下「施設概要書」という。）のとおり

（２）所在地

別紙「施設概要書」のとおり

（３）施設概要

別紙「施設概要書」のとおり

２　指定管理期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

３　指定管理者に代行させる業務等の範囲

総社市体育施設条例第５条に規定する業務。詳細は「総社市体育施設指定管理者業務水準書」（以下「水準書」という。）のとおり

４　管理の基準

（１）休館日

総社市体育施設条例第７条に規定するとおり。なお，指定管理者が，市民サービスの向上，利用者の利便性の向上に資すると判断するときは，市長の承認を得て，休館日に開館することができる。また，管理運営上必要があると認めるときは，市長の承認を得て，体育施設の休館日を定めることができる。

（２）開館時間

総社市体育施設条例第８条に規定するとおり。なお，指定管理者が市民サービスの向上，利用者の利便性の向上に有効と判断するときは，市長の承認を得て，開館時間を延長することができる。

（３）使用許可

総社市体育施設条例第６条及び第９条に規定するとおり。

（４）使用の制限

総社市体育施設条例第６条及び第１０条に規定するとおり。

（５）関係法令等の遵守

指定管理者は，地方自治法，都市公園法，総社市体育施設条例及びその他関係法令等を遵守すること。

５　指定管理料

指定管理業務に係る費用は，上記に定める指定管理期間をとおして１２０，０００，０００円以内（消費税，地方消費税その他一切の経費を含む。）とする。

また，指定管理料の支払い方法については，実績報告書の月例報告により，原則月払いとする。

６　利用料金制

地方自治法第２４４条の２第８項に定める利用料金制を採用する。

指定管理者は，総社市体育施設条例第１２条により，自らの収入とする。

７　自主事業

指定管理者は，自主事業を計画し，実施することができる。

８　応募資格

指定期間中，安全かつ円滑に総社市体育施設を管理運営できる法人及びその他の団体（以下「団体等」という。）であること。ただし，次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は応募できない。

（１）県内に営業所等（県内自治体のスポーツ施設指定管理を含む）拠点施設を有しない団体等
（２）地方自治法施行令第１６７条の４に該当する団体等
（３）税（国税，県税及び市税）を滞納している団体等
（４）代表者が税を滞納している団体等
（５）手形又は銀行取引停止処分がなされ，または支払い停止事由が発生し，これが改善しない団体等
（６）差押，仮差押又は仮処分がなされ，これが解消していない団体等
（７）破産，会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
（８）会社更生，民事再生の手続きについて申し立てがなされ，この手続きが終了していない団体等
（９）次に掲げる者が，支配人，無限責任社員，取締役，監査役若しくは，これらに準ずる地位に就任し，または実質的に経営等に関与している団体等
・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に定義する者）

９　公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは以下のとおり。（土・日・祝日を除く８時３０分から１７時まで）

（１）募集要項の配布期間　　令和８年　９月　１日（火）～９月１７日（木）
（２）公募説明会の開催　　令和８年　９月２４日（木）
（３）施設見学会の開催　　令和８年　９月２４日（木）
（４）公募参加表明書提出期限　　令和８年　９月３０日（水）
（５）質問書提出期限　　令和８年　９月３０日（水）
（６）質問に関する回答日　　令和８年１０月　９日（金）
（７）提案書の受付期間　　令和８年１０月１４日（水）～１０月２１日（水）
（８）選定委員会による面接等　　令和８年１０月下旬
（９）優秀提案者の発表　　令和８年１１月上旬
(10) 優先交渉権者と仮協定の締結　　令和８年１１月上旬
(11) 優先交渉権者と業務の詳細について協議　　令和８年１１月中旬
(12) 指定管理者の指定　　令和８年１１月定例市議会

10　募集要項等の配布

（１）配布方法

直接窓口に来庁するか，市ホームページからダウンロードすること。

（２）配布資料

ア　募集要項
イ　総社市清音ふるさとふれあい広場等体育施設概要書
ウ　総社市清音ふるさとふれあい広場等体育施設指定管理者業務水準書
エ　総社市清音ふるさとふれあい広場等体育施設維持管理業務基準書

オ　指定管理者指定申請書（様式第１号）
カ　総社市体育施設指定管理者事業計画書及び事業計画書抜粋
キ　総社市体育施設収支計算書
ク　法人等概要書
ケ　総社市体育施設管理運営費提案書
コ　総社市体育施設公募参加表明書兼誓約書
サ　申立書
シ　総社市体育施設条例・同条例施行規則，総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例・同条例施行規則

11　公募説明会（現場説明会）及び施設見学会

応募方法，提案管理業務，現場の状況等について説明会及び施設見学会を開催する。説明会に出席しない場合は応募できない。参加を希望する団体等は，令和８年９月１８日（金）までに窓口に連絡すること。（連絡なき場合は説明会の参加を断る場合がある。）

なお，施設見学会への参加は任意とする。

（１）日程

総社市体育施設　公募説明会

【日時】　令和８年９月２４日（木）午前１０時～

【場所】　総社市スポーツセンター体育館「きびじアリーナ」会議室

（２）その他

説明会及び見学会の参加人数は，１団体２名までとする。

12　質問事項等

（１）提出期限　　令和８年９月３０日（水）午後５時

（２）提出書式　　自由

（３）提出方法　　電子メールで提出し，電話で確認の連絡を行うこと。（口頭及びＦＡＸによる質疑は受け付けない。）

（４）回　　答　　事務局において受け付けた質問は，参加表明者全員に，電子メールまたは文書によって質問の内容及び回答を送付する。ただし，その質問を参加表明者全員に公表することによって，質問者が特定される場合や，質問者の持つノウハウに関わるもの，他社との競争上不利益等を被る恐れのある場合については，当該質問者にのみ電子メールまたは文書により回答する。

13　提出書類等

（１）公募参加表明

ア　提出期限　　令和８年９月３０日（水）午後５時

イ　提出書類　　総社市体育施設公募参加表明書兼誓約書

ウ　提出方法　　窓口へ持参または郵送（必着）

（２）提案

ア　受付期間　　令和８年１０月１４日（水）～１０月２１日（水）

イ　提出方法　　窓口へ持参すること。郵送は認めない。

ウ　提出書類　　下記のとおり

①指定管理者指定申請書（様式第１号）

②総社市体育施設指定管理者事業計画書及び事業計画書（抜粋）
③総社市体育施設収支計算書
④定款，寄付行為または規約その他これらに類する書類
⑤登記簿謄本（法人の場合に限る）
⑥印鑑証明書（申請書提出日において，発行から３月以内のもの）
⑦法人等概要書
⑧総社市体育施設管理運営費提案書
⑨納税証明書（完納証明書）
・賦課されているすべての税に未納または滞納のないことの証明
（法人及びその他の団体，代表者）
⑩貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細のあるもの）又は収支予算書及び収支決算書
⑪その他総社市が必要とするもの
・共同企業体での応募の場合，⑤～⑧及び⑩，⑪の書類については，その構成員である団体のものを含む。

エ　提出部数　　提案書は，原本を１部，コピーを７部の合計８部提出すること。

オ　注意事項　　登記簿謄本，納税証明書等は令和８年４月１日以降に発行されたものに限る。また，貸借対照表，損益計算書等は提出日現在の最新事業年度分とすること。
なお，提出書類に一部でも不備がある場合は，受理しない。
総社市体育施設公募参加表明書を提出していない場合も，提案書を受理しない。
応募書類に虚偽の記載があった場合は，失格とする。

14　選考方法

選定委員会に置いて，提出書類の審査及び面接（プレゼンテーションを含む。）により選考する。提案者の中から優秀提案者と第２位優秀提案者を決定し，優秀提案者を優先交渉権者とする。３位以下については，順位をつけない。

15　選定結果のお知らせ

提案者全員に対して，選定結果に選定理由を付して令和８年１１月上旬に文書にて通知する。また，ホームページにも掲載する。

16　協定の締結

優先交渉権者と管理運営の詳細につて協議を行い，合意に至った場合，仮協定を締結する。
優先交渉権者と合意に至らなかった場合，第２位優秀提案者と協議する。
仮協定後，総社市議会において指定管理者の指定の議決を経て本協定を締結する。

17　その他の注意事項

（１）共同企業体による提案

共同企業体を結成して提案を行う場合は，応募に関する事務を全て当該企業体は代表者を通じて行わなければならない。また，総社市が該当代表者に対して行った行為は，当該共同企業体すべての構成員に対して行ったものとみなす。

（２）重複提案等の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできない。また，ひとつの団体等が，複数の共同企業体に加わることもできないものとする。

（3）提案に関する費用分担

提案に関する費用はすべて提案者の負担とする。

（4）提案者の著作権について

提案者の著作権は提案者に帰属する。ただし，総社市は，選定結果の公表等に必要な場合には，提案書の内容を使用できるものとする。

（5）提案書の取扱い

総社市が受理した提案書は，理由の如何に関わらず返却しない。

（6）提案書の変更

一旦総社市が受理した提案書については，明らかな間違い，軽微な修正を除き，内容変更は認めない。

（7）参加辞退

参加表明者が提案を辞退するときは，必ず辞退届を提出すること。

18　窓口

総社市文化スポーツ部スポーツ振興課
〒719-1192　総社市中央一丁目１番１号
TEL（0866）92-8367　　FAX（0866）92-8386
E-mail:sports@city.soja.okayama.jp　　担当者：渡辺，宝垣（たからがき）

《用語集》**１．仮協定**

総社市と指定管理者との間で締結する協定書で，市議会の議決を得ていない間のもの（仮契約書に相当し，市議会の議決を経て，正式な協定書となる）

２．参加表明者

公募参加表明書を提出した者。提案書を提出する権利並びに公募に関する質問を行う権利を取得する。また，応募を取り止めた場合には，辞退届の提出義務を負う。

３．提案者

期限までに，提案書を提出した者